

議案第 1 8 1 号

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市保育所条例の一部を改正する条例

さいたま市保育所条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 鈴谷保育園	さいたま市中央 区鈴谷 7 丁目 3 番 3 1 号	[略]	さいたま市立 鈴谷保育園	さいたま市中央 区鈴谷 6 丁目 6 番 5 号	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 3 日から施行する。